

委員会や研修、訓練等における
工夫点及び好事例集について

令和8年6月

大分市指導監査課

日頃より大分市の介護保険行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年度、介護保険サービス事業者等の集団指導を以下のとおり実施しました。

【概要】

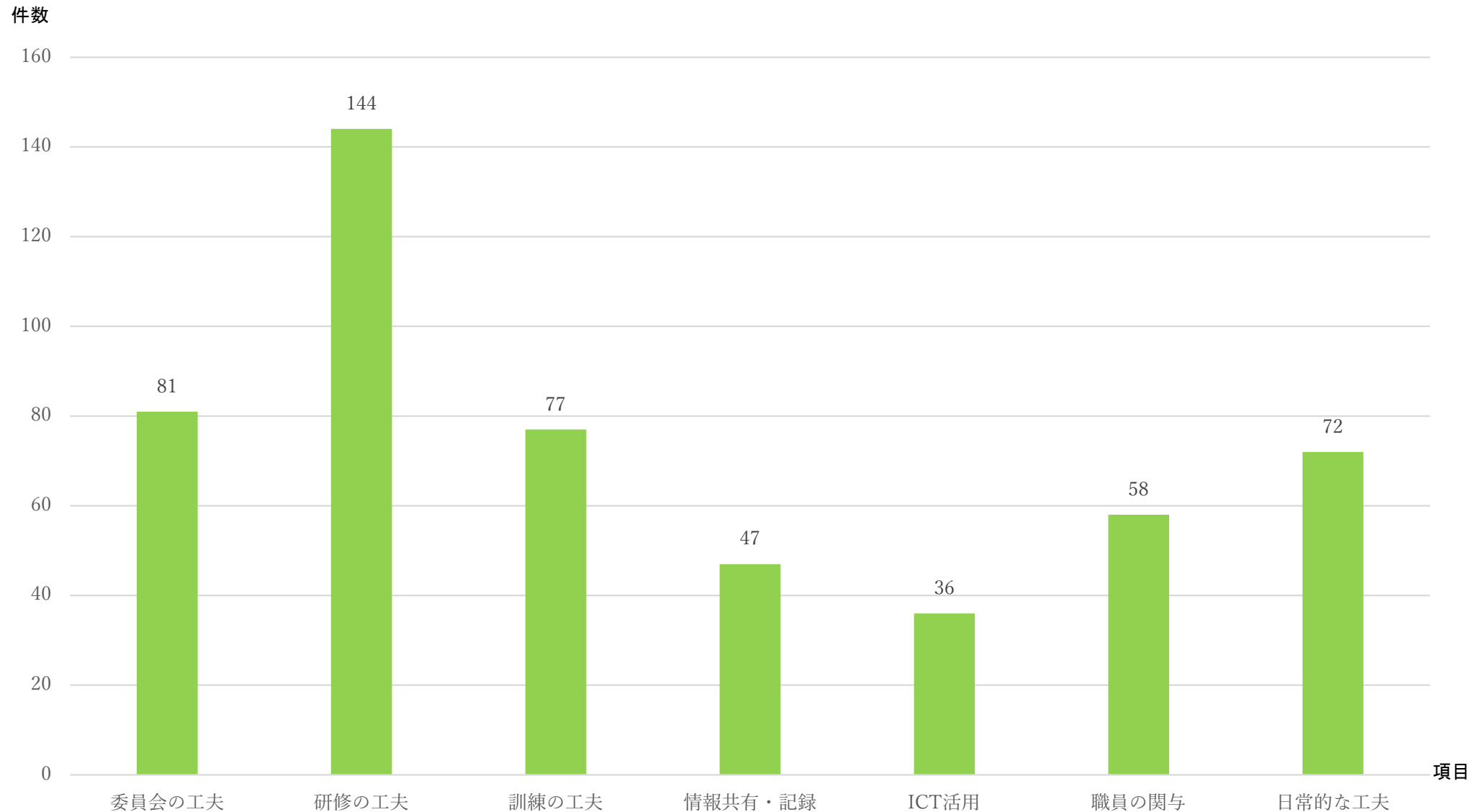
- 実施日時: 令和7年7月9日～9月26日
- 開催方法: オンライン形式(市ホームページに資料掲載)
- 受講確認アンケート回答数: 390事業者／390事業者(100%)

本資料は、「委員会や研修、訓練等の実施において工夫している点」について、他事業所の取組を知りたいというご意見が多かったことから、令和7年度の受講確認アンケートで寄せられた事例を取りまとめたものです。

貴事業所の運営改善やサービスの質の向上の参考としてご活用ください。

※掲載している事例は、趣旨を変更しない範囲で表記の統一、文言整理等を行っています。

Q: 委員会や研修、訓練等の実施において工夫している点があれば教えてください。

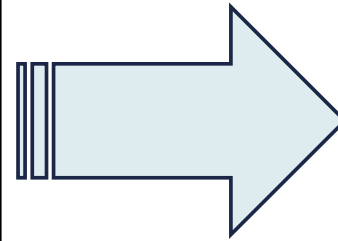


※自由記述の内容を複数のカテゴリに分類して集計しているため、集計結果の合計数が事業者数を上回っています。

①委員会の工夫

●よく見られた取組

- ・委員会の定期開催
(毎月・曜日固定など)
- ・委員会の構成メンバーに各事業所・部署の責任者や多職種の職員を含める
- ・委員会での意見集約をマニュアル改善に活用
- ・委員会と研修・訓練を連動させる



傾向として

- ▣委員会を「形式的な場」から「**実効性のある場**」へと**進化**させようとする動きがある
- ▣小規模事業所ではスタッフ会議の中で委員会を実施する工夫も

好事例

- ・委員会の開催、研修、訓練等の実施など多くのことが求められており、事業所、職員の負担を考慮し、定例会議、委員会の場を活用し、効率よく実施する工夫を行っている。
- ・委員会だけでは終わらず、現状に添って常にマニュアルの見直しを行っている。
- ・高齢者虐待や身体拘束廃止委員会では、開催前に不適切ケアチェックシートをスタッフに記入してもらい、それを基に委員会を実施している。

②研修の工夫

●よく見られた取組

- ・eラーニングや動画研修の導入
- ・担当制による研修の企画・実施
- ・グループワークやロールプレイの活用
- ・外部講師の招致や外部研修の持ち帰り共有

傾向として

- ▣ **ICTを活用**した柔軟な研修スタイルが広がっている
- ▣ **研修を「受ける」だけでなく「考える・伝える」機会として活用する事業所が増加**

好事例

- ・事例検討やロールプレイを取り入れ、短時間でも実践的な内容となるように工夫している。
- ・外部研修に参加した者が内部研修の講師となり、外部研修で持ち帰った知識や技術を事業所内の職員で共有している。
- ・BCP研修においては、同じ地区の事業所と共同で研修機会を設けており、年1回、合同研修を実施。1事業所としても、研修を行い、他事業所とも意見交換出来る機会が設ける事は大変学びになる。

※資料中「利用者」と記載があるのは、利用者又は入所者と読み替えてください。

③訓練の工夫

●よく見られた取組

- ・実際の場面を想定した訓練
(垂直避難、夜間想定、感染症対応など)
- ・利用者や家族を交えたシミュレーション訓練
- ・BCPに基づいた訓練の実施
- ・地域の防災訓練や他事業所との合同訓練への参加

傾向として

▣ 「実際に起きたらどうするか」を重視した訓練が増加

▣ 訓練の方法に悩む声もあり、他事業所の事例を参考にしたいというニーズも

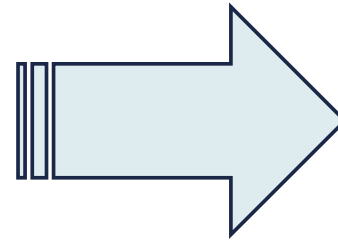
好事例

- ・非常災害で事業所が被災した場合に別の場所で業務ができるか試した。
(例えば在宅ワーク等)
- ・訓練は、利用者と職員の実情に応じた人員配置で、その他安全な見守りサポートができるように、実際にエレベーターが停止したことを想定して、階段で車椅子を下ろす訓練など、実際起きた時の訓練をしている。
- ・以前より、地域と防災協定を結んでおり、合同訓練に関しては年2回地域と行っている。

④情報共有・記録

●よく見られた取組

- ・議事録や資料の配布・回覧
- ・欠席者への個別対応
(資料配布・動画視聴・レポート提出)
- ・スケジュールの見える化
(掲示・共有フォルダ)



傾向として

- ▣ 情報の「伝え漏れ防止」に力を入れている事業所が多い
- ▣ 会議や研修の記録を活用して、全職員の理解度を平準化しようとする工夫が目立つ

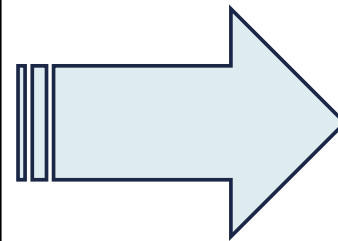
好事例

- ・パワーポイントや資料をパソコンで作成して、それを使い研修を行っている。またその内容を動画に撮影し、委員会や研修に参加できなかったスタッフへ見てもらうような取り組みを行っている。
- ・研修を全職員が受けるようYouTubeにあげて閲覧するようになった。
- ・現場における問題点を、モバイルから容易に吸い上げ対応できるように環境を整えた。テキストからの指導も大切だが、様々なケースをもとに改善・共有することができた。

⑤ICT活用

●よく見られた取組

- ・Zoomやグループライン、グループウェアの活用
- ・研修動画の撮影・共有、YouTubeや外部サービスの利用
- ・アプリやWebでの進捗管理、確認テストの導入



傾向として

- ▣ICTの導入は進んでいるが、操作に不慣れな職員への配慮も課題として挙げられている
- ▣「いつでも・どこでも」学べる環境づくりが進行中

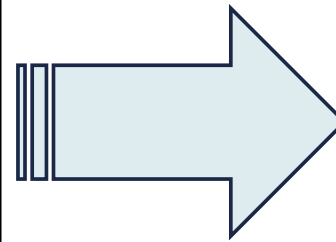
好事例

- ・研修・訓練等の動画撮影を行い、業務の都合上参加できない職員も後日その動画を視聴して学習できる環境を整備し、研修参加率100%を目指している。
- ・Web視聴型の研修と、職員対面型の研修を併用して実施している。Webを用いた研修は、進捗や理解度の確認等が容易に行える。
- ・時短勤務者が会議等に参加できない場合が多く、研修資料と質疑応答に関して事前に期間を設けて、ラインワークスなどで共有し、質問事項などを分類し、質問に対しより実践的な答えを出すようにしている。

⑥職員の関与

●よく見られた取組

- ・研修や委員会の担当制・ローテーション制
- ・意見交換や振り返りの場を設ける
- ・参加型の研修
(グループワーク・発表・事例検討)



傾向として

- ▣職員が「受け身」にならないよう、**主体的に関われる仕組み**を工夫している
- ▣小規模事業所でも、少人数だからこそ一人ひとりの役割を明確にしている

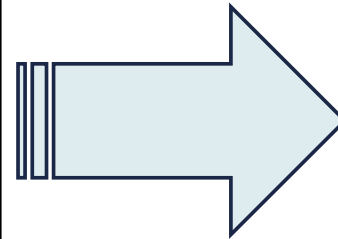
好事例

- ・職員が順番に担当になることで学ぶ姿勢をあえて作っている。
- ・職員が委員会に属して発表を行うことで学びがあり、定期的なローテーションを行っている。また、職員が一つずつ研修を担当し毎月委員会を開催し研修、訓練、BCPの物品購入等について相談、確認を実施している。
- ・身体拘束の他施設の事例などを紹介し、不適切な介護についての理解を深めることが出来ている。また虐待に当たるかのグレーゾーンの対応について事例を紹介しながら全職員に周知徹底を図っている。

⑦ 日常的な工夫

● よく見られた取組

- ・ 会議やミーティングに研修・訓練を組み込む
- ・ 曜日や月ごとの固定スケジュール化
- ・ 自己点検シートや記録用紙の工夫



傾向として

- ・ 忙しい業務の中でも「**無理なく続けられる仕組み**」を模索している
- ・ **定例化・習慣化**によって、取り組みの定着を図る姿勢が見られる

好事例

- ・ 毎月開催する主任会議を活用して、各種委員会の協議の場を設けている。
- ・ ミーティング時に合わせ、委員会や研修も行えるように準備している。
- ・ 同一拠点において、共同実施開催が可能なものがあれば、共同にて実施を行い、開催担当者の負担を軽減したり、様々な意見の集約に役立っている。

【参考】委員会・研修・訓練・指針等一覧

<訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売>

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護> <居宅介護支援、介護予防支援>

※居宅療養管理指導の②業務継続計画、③虐待の防止については、令和9年3月31日まで経過措置。

※赤字で記載している部分は、基準を満たさない場合、減算が適用されることがあります。

項目		委員会 (開催頻度)	研修 (実施頻度)	訓練 (実施頻度)	指針・計画等
①衛生管理等 (感染症の予防及びまん延防止)		おおむね 6月に1回以上	年1回以上	年1回以上	○感染症の予防及びまん延防止のための指針 〔記載項目〕 ・平常時の対策 ・発生時の対応
②業務継続計画 (BCP)	感染症	—	年1回以上 ※①の研修と一体的でも可	年1回以上 ※①の訓練、非常災害に 係る訓練と一体的でも可	○ 感染症に係る業務継続計画 〔記載項目〕 ・平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立 ※①の指針と一体的に策定することも可
	災害				○ 災害に係る業務継続計画 〔記載項目〕 ・平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携 ※非常災害に関する具体的計画と一体的に策定することも可 ※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと
③虐待の防止		定期的	年1回以上	—	○ 虐待の防止のための指針 (注1) ○ 虐待の防止措置(委員会開催、指針整備、研修の実施)を適切に実施するための担当者の配置
④その他		—	定期的 〔研修内容〕 ・人権の擁護 ・認知症介護 ・介護予防 ※福祉用具貸与、特定福祉用具販売事業者については、福祉用具に関する研修も必要	—	

【参考】委員会・研修・訓練・指針等一覧

<短期入所生活介護、短期入所療養介護> <小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護>

※赤字で記載している部分は、基準を満たさない場合、減算が適用されることがあります。

項目		委員会 (開催頻度)	研修 (実施頻度)	訓練 (実施頻度)	指針・計画 等
①衛生管理等 (感染症の予防及びまん延防止)		おおむね 6月に1回以上	年1回以上	年1回以上	○感染症の予防及びまん延防止のための指針 〔記載項目〕 ・平常時の対策 ・発生時の対応
②業務継続計画 (BCP)	感染症	—	年1回以上 ※①の研修と一体的でも可	年1回以上 ※①の訓練、非常災害に係る訓練と一体的でも可	○感染症に係る業務継続計画 〔記載項目〕 ・平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立 ※①の指針と一体的に策定することも可
	災害	—	—	—	○災害に係る業務継続計画 〔記載項目〕 ・平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携 ※非常災害に関する具体的計画と一体的に策定することも可 ※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと
③虐待の防止		定期的	年1回以上	—	○虐待の防止のための指針 (注1) ○虐待の防止措置 (委員会開催、指針整備、研修の実施) を適切に実施するための担当者の配置
④身体的拘束等の適正化		3月に1回以上	年2回以上	—	○身体的拘束等の適正化のための指針 (注2) ○身体的拘束等を行う場合の記録
⑤その他		定期的 ・利用者等の安全等の検討委員会 (令和9年3月31日まで努力義務)	定期的 〔研修内容〕 ・人権の擁護 ・認知症介護 ・介護予防	—	—

【参考】委員会・研修・訓練・指針等一覧

＜特定施設入居者生活介護＞ ＜認知症対応型共同生活介護＞

※赤字で記載している部分は、基準を満たさない場合、減算が適用されることがあります。

項目		委員会 (開催頻度)	研修 (実施頻度)	訓練 (実施頻度)	指針・計画 等
①衛生管理等 (感染症の予防及びまん延防止)		おおむね 6月に1回以上	年2回以上	年2回以上	○感染症の予防及びまん延防止のための指針 〔記載項目〕 ・平常時の対策 ・発生時の対応
②業務継続計画 (BCP)	感染症	—	年2回以上 ※①の研修と一体的でも可	年2回以上 ※①の訓練、非常災害に係る訓練と一体的でも可	○感染症に係る業務継続計画 〔記載項目〕 ・平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立 ※①の指針と一体的に策定することも可
	災害				○災害に係る業務継続計画 〔記載項目〕 ・平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携 ※非常災害に関する具体的計画と一体的に策定することも可 ※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと
③虐待の防止		定期的	年2回以上	—	○虐待の防止のための指針 （注1） ○虐待の防止措置（委員会開催、指針整備、研修の実施）を適切に実施するための担当者の配置
④身体的拘束等の適正化		3月に1回以上	年2回以上	—	○身体的拘束等の適正化のための指針 （注2） ○身体的拘束等を行う場合の記録
⑤その他		定期的 ・利用者等の安全等の検討委員会 (令和9年3月31日まで努力義務)	定期的 〔研修内容〕 ・人権の擁護 ・認知症介護 ・介護予防	—	—

【参考】委員会・研修・訓練・指針等一覧

<介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院> <地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護>

※赤字で記載している部分は、基準を満たさない場合、減算が適用されることがあります。

項目		委員会 (開催頻度)	研修 (実施頻度)	訓練 (実施頻度)	指針・計画 等
①衛生管理等 (感染症及び食中毒の予防及びまん延防止)		おおむね 3月に1回以上	年2回以上	年2回以上	○感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針 〔記載項目〕 ・平常時の対策 ・発生時の対応
②業務継続計画 (BCP)	感染症	—	年2回以上 ※①の研修と一体的でも可	年2回以上 ※①の訓練、非常災害に係る訓練と一体的でも可	○感染症に係る業務継続計画 〔記載項目〕 ・平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立 ※①の指針と一体的に策定することも可
	災害				○災害に係る業務継続計画 〔記載項目〕 ・平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携 ※非常災害に関する具体的計画と一体的に策定することも可 ※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと
③虐待の防止		定期的	年2回以上	—	○虐待の防止のための指針 (注1) ○虐待の防止措置(委員会開催、指針整備、研修の実施)を適切に実施するための担当者の配置
④身体的拘束等の適正化		3月に1回以上	年2回以上	—	○身体的拘束等の適正化のための指針 (注2) ○身体的拘束等を行う場合の記録
⑤事故発生の防止		定期的	年2回以上	—	○事故発生の防止のための指針 (注3) ○事故発生の防止措置(委員会開催、指針整備、研修の実施)を適切に実施するための担当者の配置
⑥その他		定期的 ・利用者等の安全等の検討委員会 (令和9年3月31日まで努力義務)	定期的 〔研修内容〕 ・人権の擁護 ・認知症介護 ・機能回復	—	—

【各種委員会・研修・訓練・指針（計画）等における注意点】

- 各項目は、他のサービス事業所（有料老人ホーム等を含む。）と一体的に実施することも可能です。
- 各種委員会、研修等は、一体的に行うことも可能ですが、どの項目からみても不足のない内容で実施することが必要です。
- 各種委員会の結果は、職員に周知してください。また、委員会、研修、訓練は、実施状況が明確に分かるよう記録を残してください。
- 各種委員会は、幅広い職種により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしてください。
- 各種委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことも可能です。
- 虐待の防止・身体的拘束等の適正化の委員会は、虐待や身体的拘束等の事例がなくても開催は必要です。
- 開催・実施頻度の「**定期的**」は、最低でも年1回以上の実施が必要です。
- 研修は、新規採用時においても実施してください。
- 訓練は、机上訓練での実施も可能です。（机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。）
- 業務継続計画の研修及び訓練は、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。
- 業務継続計画を作成においては、[厚生労働省ホームページ「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)を参考にしてください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

厚生労働省ホーム> 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > トピックス一覧> 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

	指針記載項目	委員会での検討事項
(注1) ○虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他施設(事業所)内の組織に関する事項 ・職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・当該指針の閲覧に関する事項 ・その他必要な事項 	<ol style="list-style-type: none"> ①虐待防止検討委員会その他施設（事業所）内の組織に関すること ②虐待の防止のための指針の整備に関すること ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ④虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
(注2) ○身体的拘束等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・委員会その他施設(事業所)内の組織に関する事項 ・職員研修に関する基本方針 ・施設(事業所)内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他必要な基本方針 	<ol style="list-style-type: none"> ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること ③ 身体的拘束等適正化委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること
(注3) ○事故発生の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の防止に関する基本的考え方 ・委員会その他施設内の組織に関する事項 ・職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した介護事故等の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ・事故等発生時の対応に関する基本方針 ・当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他必要な基本方針 	